

第4回 佐伯区福祉事業所合同説明会

第1部

- 14:00～ 開会のあいさつ
- 14:05～ 福祉制度の説明
- 14:20～ 各事業所の紹介

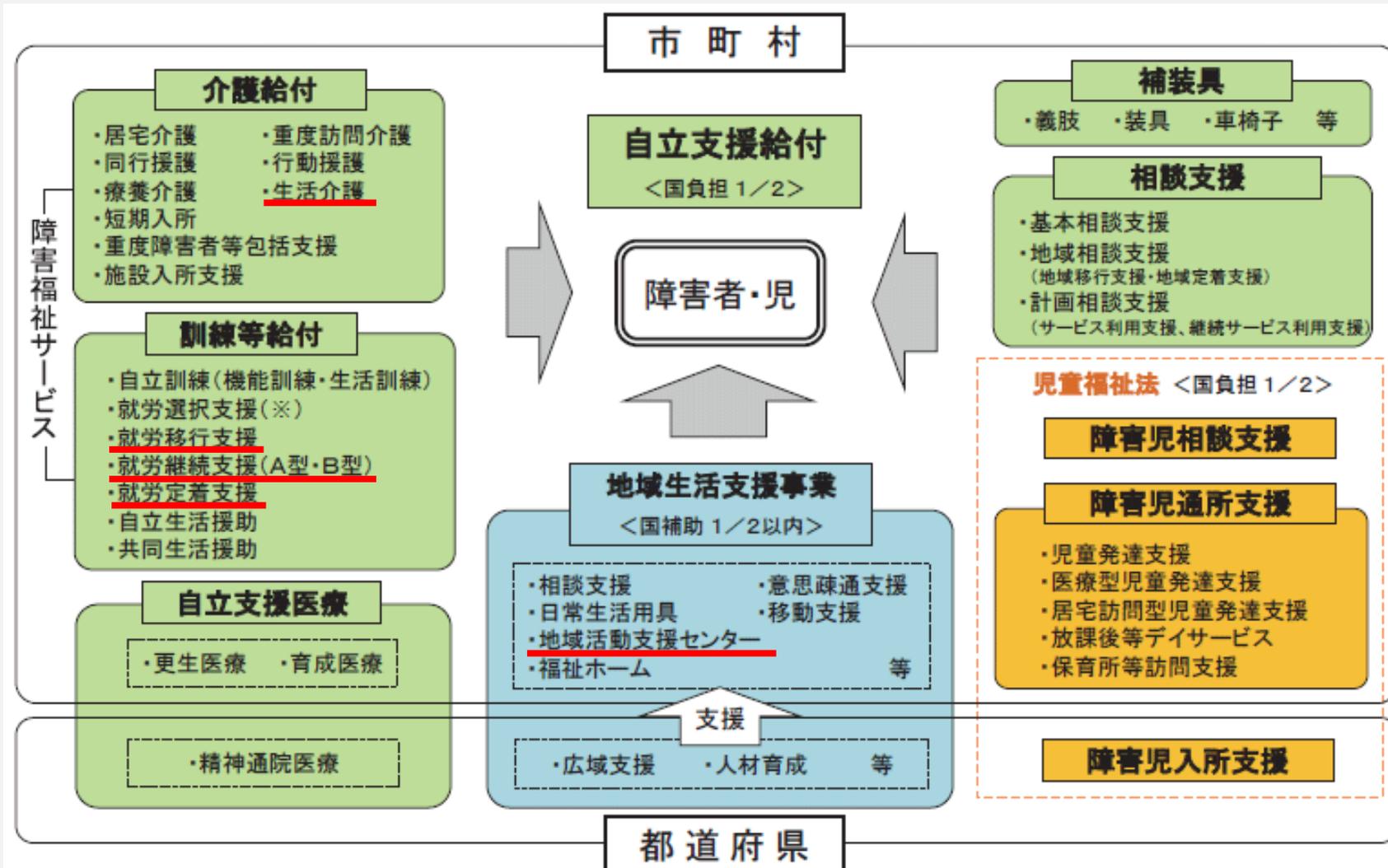
第2部

- 15:20～ 各事業所のブース
にて個別相談

福祉制度について

令和6年2月4日（日）
広島市障害者自立支援協議会
佐伯区地域部会 就労部会

障害者総合支援法とは



(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年12月16日公布)により新たに創設。(施行日:公布後3年以内の政令で定める日)

佐伯区内にある日中活動先

| サービスの種類 | 内容 | 佐伯区内の事業所 (略称) | 障害支援 区分 | サービス等 利用計画 |
|------------|--|--|------------|---------------|
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 | 皆賀園、LITALICO広島五日市 | 必要 | 必要 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された人に対し、一定期間、就労を継続するために各事業所、医療機関等との連携調整や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行う。 | 皆賀園、ウイズ・プラス | 不要 | 必要 |
| 就労継続支援A型 | 一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。 | ともに、ともに石内、ともに原田橋、げんき五日市、self-A・広島海五日市、弁天堂 | 不要 | 必要 |
| 就労継続支援B型 | 一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。 | いしうちの森、むぎの家、幸工房、皆賀園、あいる、ワーキングパートナーズいつかいち、こんぱす、エール、ウィークスリー五日市、いしうちベーカリー、にじげんふぁくとりー、みんなで育てる有機野菜、self-A・広島海五日市B | 不要 | 必要 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。 | 淳昭園、皆賀園、鈴が峰、ファニー、らいふあーと五日市、あいる、いしうちの郷、ひといき、エール、ニックス、いしうちベーカリー、ふいと、さつきの家、マリオplus、carefree輝 | 必要 | 必要 |
| 地域生活支援センター | 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。 | 湯来障害者デイサービス、ほほえみ、おーぷんはーと、地域生活支援センターいつかいち | 不要 | 不要 |

生活介護

日中活動を通じて、社会参加、自立の促進、
生活の改善、身体機能の維持向上をはかる



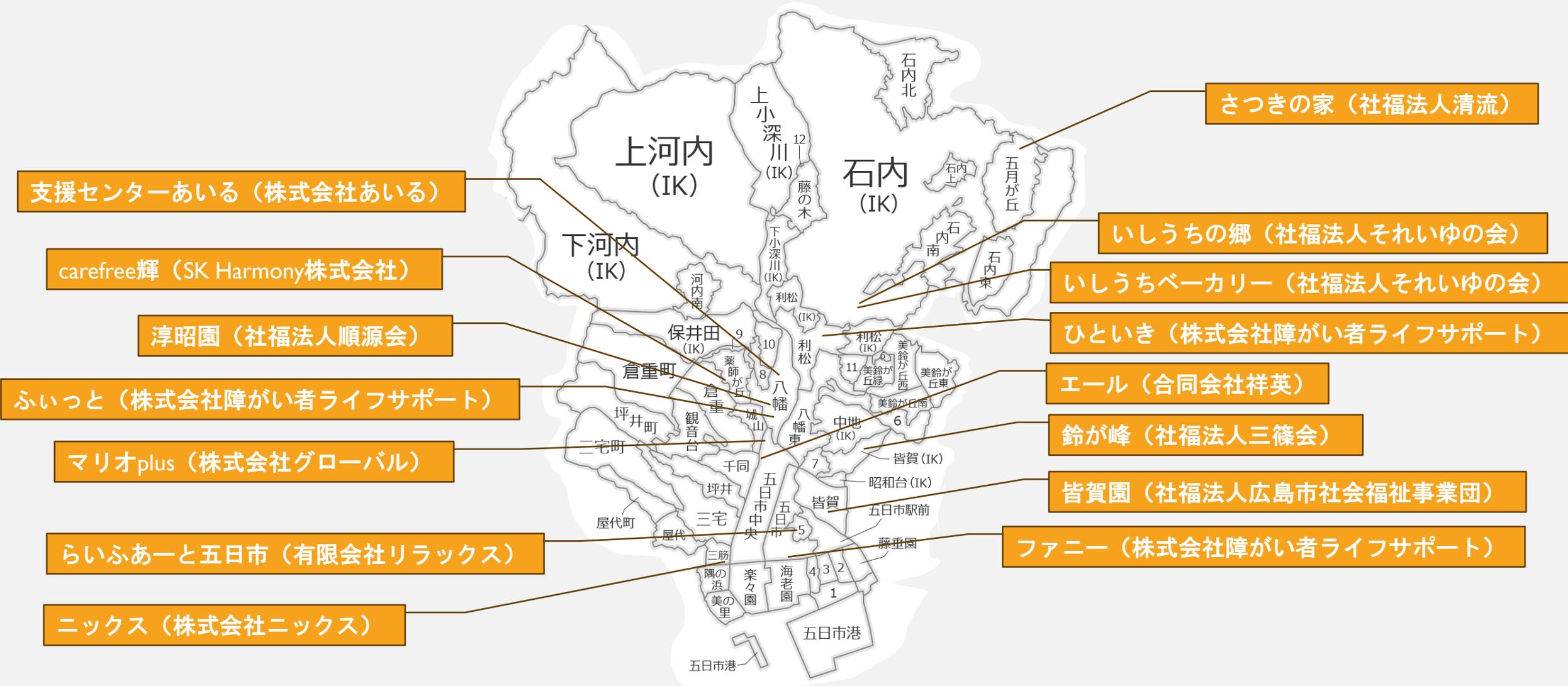
- 障害支援区分が区分3以上の方
- 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分3以上の方
- 生活介護と施設入所支援との利用の組合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組合わせの必要性が認められた方

障害支援区分とは

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

- 介護給付（生活介護など）の必要度、つまりサービスが必要か、どれくらいの量のサービスが必要かなどを表す
- 区の認定調査や医師意見書などによる審査会での審査を踏まえ、1～6までの区分が決定（数字が大きい方が支援の必要度が高い）
- 訓練等給付（就労継続など）の利用には区分は不要

佐伯区内の生活介護事業所



就労継続支援A型

事業所と雇用契約を結び、
働きながら、一般就労を目指すサービス

- 企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方
- 65歳になる前の5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳になる前日の時点で就労継続支援A型の支給決定を受けていた方
- 雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行う

佐伯区内のA型事業所

ともに
(NPO法人広島自立支援センターともに)

ともに石内
(NPO法人広島自立支援センターともに)

ともに原田橋
(NPO法人広島自立支援センターともに)

self-A・広島海（あさみやフーズ株式会社）

弁天堂玄社（ニナール株式会社）

げんき五日市（株式会社元貴）



就労継続支援B型



障害や体調に合わせ、自分のペースで働いたり、就労に必要なスキルを習得したりできるサービス

- 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方
- 生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う

就労移行支援



働くために必要なスキルを身につけるトレーニングや、就職活動のサポートを受けられるサービス

- 就労を希望する65歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方
- 65歳になる前の5年間に障害福祉サービスの支給決定を受けており、65歳になる前日の時点で就労移行支援の支給決定を受けていた方
- 生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う

就労定着支援



就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるようにサポートしてくれるサービス

- 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した方
- 企業・事業所や関係機関との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活上の各問題に関する相談、指導・助言などの支援を行う

佐伯区内の就労移行・定着事業所



LITALICO広島五日市
(株式会社LITALICOパートナーズ)

皆賀園 (社福法人広島市社会福祉事業団)

ウィズ・プラス (あさみやフーズ株式会社)

地域活動支援センター

障害者の自立した日常生活や社会生活を
支援する市町村独自のサービス



- 国が「障害者総合支援法」に基づき行っている「地域生活支援事業」のひとつ
- 地域で生活している身体・精神・知的障害を抱える人に、創作活動や交流の機会を提供する

佐伯区内の地域活動支援センター



Ⅱ型：湯来障害者デイサービス
(NPO法人サンピアゆき)



Ⅲ型：おーぷんはーと
(NPO法人おーぷんはーと)

Ⅲ型：ほほえみ作業所
(NPO法人ほほえみ)

Ⅰ型：地域生活支援センターいつかいち
(医療法人翠和会)

例えば...

- (Aさんの場合) 県内の特別支援学校を卒業後、就労よりも創作活動、生活する力を高める活動が向いていたため、生活介護事業所を利用している。
- (Bさんの場合) 地域の中学校(特別支援学級)を卒業後、専門学校に入学。卒業後就職を目指すため、就労移行支援事業所を利用し、一般企業へ就職を果たした。
- (Cさんの場合) 県内の特別支援学校を卒業後、一般企業への就職をするも2年で退職。再就職を目指し、就労移行支援事業所を利用し、自分に合った働き方をするため、A型事業所を利用することになった。

例えば...

- (Dさんの場合) 県内の特別支援学校を卒業後、B型事業所を週3日、地域活動支援センターを週2日利用することを決めた。
- (Eさんの場合) 県内の特別支援学校のとくに、不登校の傾向にあったが、地域活動支援センターでゆるやかな日常を過ごせることで、利用日数が増えてきている。
- (Fさんの場合) 地域の高校を卒業後、A型事業所を利用し、その後一般企業に就職され、就労定着支援を利用して、仕事を続けている。

おわりに

- 一昔前は、障害のある方が学校を卒業した後の進路、行き場がない時代があり、大変苦労しました。
- しかし、現在は制度が充実し、福祉サービスも多様化し、日中活動の支援事業所もたくさん増えました。行き場に困る時代から、どこに行くか迷う時代に変わりました。
- ご自身、お子様に最適な進路を考えることはたやすいことではありませんが、まずは情報をしっかり得て、ご自身で見て、できれば体験されることをお勧めします。

ご清聴ありがとうございました

